

第 333 回月例会・報告概要

開催日：2015 年 6 月 27 日 10：00

報告者：池田佳史（弁護士・栄光綜合法律事務所）

テーマ：会社役員の損害賠償責任と D&O 保険

報告者コメント：上場会社のうちの相当な割合が D&O 保険に加入しているが、会社法改正やガバナンスコードによる社外取締役の選任、増員に際して D&O 保険の見直しや新規加入の検討が課題となっている会社も多いと思われる。役員
の責任と最新の D&O 保険の状況について検討してみた。

報告概要：

第 1 役員 の損害賠償責任

1 役員 の善管注意義務違反等

- ・役員には善管注意義務（会社法 330 条、民法 644 条）があり、取締役、執行役には忠実義務（355、419 条 2 項）がある。
- ・役員がその任務を怠って会社に損害を与えたときは損害賠償責任を負う。（423 条 1 項）
- ・善管注意義務違反の行為か否かの判断に「経営判断の原則」が適用される。
- ・役員が悪意または重過失により第三者に損害を与えたときは損害賠償責任を負う（会社法 429 条 1 項）
- ・計算書類等の虚偽記載等により第三者に損害を与えたときは損害賠償責任を負う（会社法 429 条 2 項）・・・過失責任だが立証責任が転換されている（注意を怠らなかったことを証明したときはこの限りではない）
- ・その他、民法 709 条による不法行為責任

2 会社法上の取締役、執行役の特別な責任

(1) 種類

- ・違法な剰余金の配当等（462 条、会社法計算規則 159 条・160 条）
- ・株主に対する違法な利益供与（120 条）
- ・競業避止義務違反・利益相反取引により会社に損害が生じたとき（423 条 2 項、3 項）

(2) 関与した取締役の形態

- ・違法な剰余金の処分と利益供与について
- ・競業避止義務違反について（432 条 2 項）
- ・利益相反取引について（432 条 3 項 1 号）

3 監査役（監査等委員、監査委員）の責任

- ・監査役は取締役の職務の執行を監査する（381 条、監査等委員 399 条の 2、監査委員 404 条 2 項 1 号）。
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときの取締役、執行役の監査役会（357 条 2 項）、監査等委員会（357 条 3 項）、監査委員（419 条 1 項）への報告義務
- ・取締役、執行役による不正行為等を認めたとときの監査役（382 条）、監査等委員

(399条の4)、監査委員(406条)の取締役会への報告義務

- ・取締役、執行役に対する違法行為差止請求権(385条、399条の6、407条)義務でもある
- ・監査報告の虚偽記載(429条2項3号)
- ・一般的に監査役に要請される監査を行う過程において、取締役の違法行為を知り得べき特段の事情がない限り、監査役の任務懈怠とはならない(オリンパス株式会社監査役等責任調査委員会作成の「調査報告書」35頁、55頁より)。

4 金融商品取引法上の役員の責任 金商法24条の4

5 役員に対する責任追求方法

6 損害賠償責任と無過失の立証

7 監査役の任務懈怠責任が認められた事例

・**セイクレスト事件**

(大阪高裁 H27・5・21 原審大阪地裁 H25・12・26 判決(金融商事判例 1435号 42頁))

- ・ライブドア事件
- ・オリンパス事件
- ・東京地裁平成4年11月27日判決
- ・東京地裁平成17年11月29日判決

第2 役員の賠償責任の減免

1 総株主・株主総会・取締役会による

2 責任限定契約(427条)

第3 会社による争訟費用、損害賠償額の補償(私見)

1 補償の根拠

- ・委任契約
- ・民法650条
- ・報酬として(定款または株主総会の決議)

2 第三者に対する責任

- ・争訟費用
- ・損害賠償義務

3 会社に対する責任

※ 役員死亡後の遺族が勝訴した場合に争訟費用を会社に請求できるか?

第4 役員賠償責任保険(D&O保険)

1 概要

2 D&O保険の内容

(1) 対象となる役員

- (2) 対象となる損害賠償請求
- (3) 填補される損害の範囲
- (4) 免責（保険会社が保険金の支払いを免れる）

【保険の例】

	会社からの損害賠償請求		株主代表訴訟		第三者からの損害賠償請求	
	提訴請求有り	提訴請求無し	一般株主	被保険者たる株主		
適用約款または特約	会社訴訟一部担保特約		株主代表訴訟担保特約	被保険者間訴訟一部担保特約	普通保険約款	
支払われるD&O保険金（例）	争訟費用+ 損賠賠償金	争訟費用+ 損賠賠償金（争訟費用のみ保障の場合あり）	争訟費用+ 損賠賠償金	争訟費用+ 損賠賠償金（争訟費用のみ保障の場合あり）	争訟費用+ 損賠賠償金	争訟費用+ 損賠賠償金

- (4) 告知義務
- (5) 通知義務
- (6) 填補額

3 企業実務上の留意点

(1) 責任限定契約との関係

- ・責任が限定されるのは善意かつ重過失のない場合に限られる
- ・2年間の報酬額については責任を免れることはできない。
- ・責任限定契約により責任が制限されるのは会社に対する任務懈怠責任のみ
- ・D&O保険では、任務懈怠について重過失があっても善意（法令違反を認識していないで当該行為を行ったこと）であれば損害は填補される
- ・争訟費用が保険金として前払いされた場合、前払いされた分だけ填補限度額は減少する。

(2) 役員の退任、保険会社の変更との関係

- ・役員が退任した場合、普通保険約款では在任中の保険契約が継続されていなければ損害は填補されない。
- ・保険会社に変更された場合、新たな保険会社との初年度契約以前に退任した役員は新たなD&O保険の対象外
- ・「遡及特約」や「先行行為担保特約」があれば新たな保険会社との初年度契約以前に退任した役員も保険の対象となる。役員退任前に任期中のD&O保険を継続すること、保険会社を変更する際には「遡及特約」や「先行行為担保特約」をすることを会社に求めてお

くべき。

- ・特に、死亡した役員の相続人が D&O 保険の被保険者となるのは、被相続人である役員が在任中に契約していた D&O 保険が継続している場合に限ることに留意しておかなければならない（被保険者の中には初年度契約前に退任した役員は含まず、遡及特約でも遡及日以後に行われた行為に関する損害賠償請求が保険対象となるだけ）。

（４）告知義務との関係

- ・会社は保険会社からの質問書（告知事項申告書などというタイトルの場合もある）に答える形式で告知義務を履行することになるが、質問書は、通常、代表取締役の署名のみで提出するようになっており、他の役員はこれに積極的に関与しないことが多い。しかし、質問書に不実の記載があれば契約全部の解除が可能になることからすれば、代表取締役だけでなく、社外役員も含めた代表取締役以外の役員も積極的に質問書の作成に関与する必要がある。日本の保険会社が D & O 保険の告知義務違反を理由に保険契約を解除して保険金の支払いを拒絶した例はないようであるが、今後の対応が厳しくなる可能性はある。